

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	緊急の分娩に対応するために、従事する医師が使用する自動車の緊急自動車としての指定追加	都道府県 提案事項管理番号	埼玉県 1002010
提案主体名	医療法人 大宮林医院		

制度の所管・関係府省庁	警察庁 厚生労働省 国土交通省
-------------	-----------------------

求める措置の具体的内容	有床診療所が保有し、分娩に従事する医師が緊急の分娩に対応するために使用する外見上一般車両と変わらない自動車を緊急自動車として指定する
具体的事業の実施内容・提案理由	産婦人科医、なかでも分娩に従事する産科医の不足により、分娩を扱う施設の閉鎖が相次いでいる。埼玉県は人口 713 万人と全国で 5 番目に多い県だが、出産が出来る産科施設(病院、診療所)数は、20～39 歳の女性 1 万人あたり 0.98 施設と全国で最も少ない。わが国で誕生する新生児の約 50%は有床診療所で出生している。大部分の有床診療所では、分娩に従事している医師が 1 人か 2 人しかいないため、緊急を要する帝王切開手術の時など、お互いに車を飛ばして駆け付け協力しながら乗り切っている。大学の医局などからの当直医の派遣といった後方支援も難しい現状のため、ほぼ 24 時間、365 日待機を強いられている状況で、体力的にも精神的にも負担が大きい。さらに最新の専門知識習得のために必要な研究会や勉強会への出席もままならない。当然休日も例外ではなく、「いつ呼び出しがあるか」とたえず意識しながら行動している。実際、外出中にかなり分娩が進行した状況で妊婦が入院され、ほどなく分娩に至ることもある。入院の連絡を受け、急遽診療所への帰路を急いでいる時にも、渋滞に巻き込まれ冷や冷やした経験も少なくない。また、分娩を扱っている施設では 24 時間電話が繋がるため周産期医療の分野においては、1 次に留まらず、一部 2 次救急医療も担っている。分娩を扱う 1 次施設(有床診療所)のこれ以上の減少は、更なる地域中核病院への負担増に直結し、周産期医療の崩壊に追い打ちをかける結果となりがねない。母児二人の命を同時に預かる産科医が安心、安全に分娩の場に駆け付け業務に従事できるように、その際に使用する自動車を緊急自動車として指定していただきたい。

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護師」という)が、高血圧症の患者に対して包括的健康アセスメントを行えるように規制を緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003010
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>下記の条件を全て満たす場合には、診療看護師が包括的健康アセスメントを実施することができるよう規制を緩和する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 医師により「本態性高血圧症」と診断され、病状が安定していることから、医師が包括的健康アセスメントを診療看護師に対して指示した患者であること</li> <li>② 検査の範囲は、判断基準が数量的に示されている検査で予め医師が指示した血液検査および尿検査と脈波測定、心電図検査および胸部レントゲン検査(心胸比)とする</li> <li>③ 医師による診察の結果、下記のハイリスク患者でないこと 透析患者、腎機能低下の患者、虚血性心疾患の患者、不整脈のある患者、糖尿病患者および脳出血・脳梗塞の既往をもつ患者</li> <li>④ 病状にあらかじめ医師が示した範囲を超える変化があった場合、速やかに医師に報告し、指示を受けること</li> </ol> <p>[包括的健康アセスメント:生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査を行い、患者の健康状態を判断すること]</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>高血圧症は、日常診療の場で最も多くみられる疾患の一つで、人口の約 20%が罹患している。「本態性高血圧症」は、日本人の高血圧症のうち 90%以上を占め、過度のストレス、塩分の過剰摂取、喫煙、過度の飲酒、運動不足などが関与する生活習慣病の代表的疾患で、生活習慣の改善が特に重要である。</p> <p>「本態性高血圧症」と診断され、病状が安定している患者が定期的に再診のため来院した場合や、患者の居宅を訪問した場合は、診療看護師が包括的健康アセスメントを行い、その結果を患者に説明することとする。それにより、丁寧に時間をかけた適切な生活習慣の改善指導や健康教育が可能となり、患者および家族の生活状態の総合的な管理ができる。</p> <p>ただし、包括的健康アセスメントの結果、病状に変化があると判断した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けることとする。</p> <p><b>【効果】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 診療看護師が検査結果について分かりやすく説明し、指導を十分に行うことにより、患者や家族の満足度を高めることができ、患者サービスに寄与できる。</li> <li>② 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。</li> <li>③ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。</li> </ol>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護師」という)が、高血圧症の患者に対して、既に医師により処方されている薬剤を継続して処方(継続処方)できるよう規制を緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003020
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>下記の条件を全て満たす場合には、診療看護師が薬剤の継続処方を行うことができるよう規制を緩和する。</p> <p>① 医師により「本態性高血圧症」と診断され、病状が安定していることから、医師が薬剤の投与を診療看護師に対して指示した患者であること</p> <p>② 薬剤は既に処方されている下記の範囲のものとする 降圧剤(Ca拮抗薬、アンギオテンシン変換酵素阻害薬(ACE阻害薬)、アンギオテンシンⅡ受容体拮抗薬(ARB))、利尿剤</p> <p>③ 下記のハイリスク患者でないこと 透析患者、腎機能低下の患者、虚血性心疾患の患者、不整脈のある患者、糖尿病患者および脳出血・脳梗塞の既往をもつ患者</p> <p>④ 病状にあらかじめ医師が示した範囲を超える変化があった場合、速やかに医師に報告し、指示を受けること</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>高血圧症は、日常診療の場で最も多くみられる疾患の一つで、人口の約20%が罹患している。「本態性高血圧症」は、日本人の高血圧症のうち90%以上を占め、過度のストレス、塩分の過剰摂取、喫煙、過度の飲酒、運動不足などが関与する生活習慣病の代表的疾患で、生活習慣の改善が特に重要である。</p> <p>「本態性高血圧症」と診断され病状が安定している患者が定期的に再診のため来院した場合や、患者の居宅を訪問した場合は、診療看護師が包括的健康アセスメントの結果に基づき継続処方できることとする。</p> <p>ただし、包括的健康アセスメントの結果、病状に変化があると判断した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けることとする。</p> <p>【効果】</p> <p>① 診療看護師の包括的健康アセスメントに基づき薬剤の継続処方をする事で、患者は在宅や無医地区でも薬剤を入手することができるため、患者や家族の利便に繋がる。</p> <p>② 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。</p> <p>③ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。</p> <p>[包括的健康アセスメント:生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護師」という)が、褥瘡に対して、ドレッシング剤および外用薬の処方と処置が行えるよう規制を緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003030
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>在宅および介護老人保健施設等で療養中の、早期の浅い褥瘡のある患者に対して、以下の要件のもと、診療看護師が包括的アセスメントを継続的に行い、一定範囲のドレッシング剤や外用薬の処方および処置を行えるよう規制を緩和する。</p> <p>① 褥瘡の状況と処方・処置について医師に報告すること</p> <p>② 一定期間経過観察し、病状に変化があれば速やかに医師に報告し、指示を受けること</p> <p>③ ドレッシング剤および外用薬は下記のものとする</p> <p>&lt;ドレッシング剤&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイドロコロイド</li> <li>・ポリウレタンフォーム</li> </ul> <p>&lt;外用薬&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カデキソマーヨウ素(一般名:カデックス)</li> <li>・スルファジアジン銀(一般名:ゲーベン)</li> <li>・プロスタグランディン(一般名:プロスタンディン)</li> </ul> <p>[包括的健康アセスメント:生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>高齢化が進み、要介護認定者が年々増加する中、在宅療養者等の褥瘡が深刻な問題となっている。褥瘡は早期発見、早期治療が重要であるが、現状では医師の診療なしでは看護職によるドレッシング剤や外用薬の処方と処置ができず、対応が遅れ悪化する場合がある。</p> <p>診療看護師が褥瘡の包括的健康アセスメントを継続的に行い、その結果に基づき、早期にドレッシング剤や外用薬の処方および処置を行うことにより、褥瘡の悪化を防止することが可能となる。</p> <p>【効果】</p> <p>① 褥瘡の早期の適切な処置が可能となり、悪化を防止でき、患者の身体的苦痛の軽減に寄与できる。</p> <p>② 家族の介護負担の軽減に寄与できる。</p> <p>③ 褥瘡悪化の予防が可能となり、人件費や医療材料費などの医療費の削減に繋がる。</p> <p>④ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。</p> <p>⑤ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護師」という)が、除細動器を使用できるように規制を緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003040
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	致死的不整脈をきたした患者に対し、診療看護師が医師の指示なしで除細動器を使用できるように規制を緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>重篤な不整脈により心臓からの血液の拍出がなくなり、数分後には心停止をきたす状態にある患者に対して、一瞬、強制的に電気を流し洞調律に回復させるために、除細動器を用いた処置を一刻も早く実施することが救命上重要であり、診療看護師が医師の指示なしで除細動器を使用できることとする。</p> <p>既に救急救命士は、平成 15 年に医師の包括的指示による除細動器の使用が認められている。大学院修士課程で体系的な教育を受けた診療看護師が、医師の指示がなくても除細動器を使用することは十分可能である。</p> <p>なお、一般市民も使用が可能となったAED(自動体外式除細動器)は、必要性の有無を機械が判断し、人はボタンを押すだけで医師の判断はない。</p> <p>【効果】</p> <p>① 早期対処による救命が可能となり、脳障害による後遺症も少なくなる。</p> <p>② 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護師」という)が、インフルエンザの予防接種および簡易検査キットによる検査ができるよう規制を緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003050
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>診療看護師がインフルエンザの予防接種および簡易検査キットによる検査が行えるように規制を緩和する。</p> <p>ただし、予防接種の対象者は、問診において健康状態に異常がなく、現在通院していない者、深刻な既往症のない者のみとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>インフルエンザは、感染拡大および重症化の防止の観点から予防と早期発見がきわめて重要である。毎年、老人施設などではインフルエンザが蔓延し死者を出している。またインフルエンザに既に罹患した人が、感染に気づかずに病院等を受診し院内感染の感染源となる場合がある。</p> <p>診療看護師が問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、総合的に健康状態を判断し、その結果に基づき予防接種を行うことや簡易検査キットによる検査ができれば、インフルエンザへの早期対応、蔓延防止に寄与できる。</p> <p>また、今後予測されるパンデミックに陥った場合、医師は重症患者への対応に追われることは必至であり、診療看護師が予防接種や検査ができることで、社会的混乱を軽減できる。</p> <p>ただし、予防接種に関しては、問診によりアレルギーやアナフィラキシーショックの既往のある場合は医師に報告し、指示を受けることとする。</p> <p>【効果】</p> <p>① 診療看護師が予防接種や検査を実施できれば、施設などでの高齢者のインフルエンザの集団発生の防止に寄与できる。</p> <p>② 診療看護師が検査を実施できれば、すでにインフルエンザに罹患している患者が不用意に病院等を受診し院内感染の感染源となることを防止できる。</p> <p>③ 今後予測されるパンデミックの際の社会的混乱を軽減できる。</p> <p>④ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。</p> <p>⑤ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。</p>



09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護師」という)が、下肢末梢血管閉塞症の患者に対して包括的健康アセスメントが行えるよう規制を緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003060
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>下記の条件を全て満たす場合には、診療看護師が包括的健康アセスメントを実施することができるよう規制を緩和する。</p> <p>① 医師により「下肢末梢血管閉塞症」と診断され、病状が安定していることから、医師が包括的健康アセスメントを診療看護師に対して指示した患者であること</p> <p>② 検査の範囲は、判断基準が示されている検査で予め医師が指示した脈波検査、ABI(足関節上腕血圧比)、SPP(皮膚還流圧)とする</p> <p>③ ハイリスク(腎疾患、肝疾患、心疾患)患者でないこと</p> <p>④ 病状にあらかじめ医師が示した範囲を超える変化があった場合、速やかに医師に報告し、指示を受けること</p> <p>[包括的健康アセスメント:生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査のなかから必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>高齢化および糖尿病や慢性腎不全患者の増加に伴い、下肢の末梢血管閉塞症の患者が増加している。この疾患は、肥満、高血圧、脂質異常、喫煙などが高血糖と重なって発症するため、個別的な生活習慣の改善や健康教育などにより患者の生活状態の総合的な管理を行うことが必要である。「下肢末梢血管閉塞症」は、局所的な障害で直接生命を脅かすものではないが、徐々に進行し、悪化すれば安静時疼痛、潰瘍形成、大腿切断へ進行しQOL(生活の質)は著しく低下する。また、心筋梗塞や脳梗塞などを合併すると生命の危険を伴うこともある。</p> <p>診療看護師が包括的健康アセスメントを行ない、丁寧に時間をかけた適切な生活習慣の改善指導や健康教育を行うことで、症状の悪化を防止し血行再建手術や下肢切断の回避も可能となる。</p> <p>ただし、包括的健康アセスメントの結果、病状に変化があると判断した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けることとする。</p> <p>【効果】</p> <p>① 診療看護師が丁寧に検査結果について説明し生活指導を行うことで、疾患の進行を遅らせることが可能となり、患者および家族の満足度や自己管理能力を高めることができる。</p> <p>② 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。</p> <p>③ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進性に繋がる。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護師」という)が、下肢末梢血管閉塞症の患者に対して、既に医師により処方されている運動療法・処置および薬剤を継続して処方(継続処方)を行えるよう規制を緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003070
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>下記の条件を全て満たす場合には、診療看護師が運動療法・処置および薬剤の継続処方が行えるよう規制を緩和する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 医師により「下肢末梢血管閉塞症」と診断され、病状が安定していることから、医師が包括的健康アセスメントを診療看護師に対して指示した患者であること</li> <li>② 運動療法は、既に医師により指示されている範囲内とする</li> <li>③ 処置は、外用薬、ドレッシング剤による処置や陥入爪の予防のための処置とする</li> <li>④ 薬剤は既に医師により処方されている下記の範囲のものとする 外用薬、ドレッシング剤、抗血小板薬、プロスタサイクリン製剤、血管拡張剤(アンギオテンシン変換酵素阻害薬(ACE 阻害薬)、アンギオテンシンⅡ受容体拮抗薬(ARB))</li> <li>⑤ ハイリスク(腎疾患、肝疾患、心疾患)患者でないこと</li> <li>⑥ 病状にあらかじめ医師が示した範囲を超える変化があった場合、速やかに医師に報告し、指示を受けること</li> </ol>

具体的事業の実施内容・提案理由
<p>高齢化および糖尿病や慢性腎不全患者の増加に伴い、下肢の末梢血管閉塞症の患者が増加している。この疾患は、肥満、高血圧、脂質異常、喫煙などが高血糖と重なって発症するため、個別的な生活習慣の改善や健康教育などを行うことが必要である。「下肢末梢血管閉塞症」は、局所的な障害で直接生命を脅かすものではないが、徐々に進行し、悪化すれば安静時疼痛、潰瘍形成、大腿切断へ進行しQOL(生活の質)は著しく低下する。また、心筋梗塞や脳梗塞などを合併すると生命の危険を伴うこともある。</p> <p>診療看護師が包括的健康アセスメントの結果に基づき、既に医師により処方されている運動療法・処置、薬剤の継続処方ができることとする。</p> <p>ただし、包括的健康アセスメントの結果、病状に変化があると判断した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けることとする。</p> <p>【効果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 診療看護師による適切で継続的な処置が可能となり、血行再建手術や下肢切断の回避が可能となる。</li> <li>② 継続的な処置により症状悪化の防止に繋がり、患者の身体的苦痛の軽減、家族の介護負担の軽減に寄与できる。</li> <li>③ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。</li> <li>④ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。</li> </ol> <p>[包括的健康アセスメント:生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査のなかから必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]</p>



09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを履修している学生(以下「診療看護師学生」という)が、包括的健康アセスメント(検査を含む。)、処方、処置を実習として実施することを許容すること。	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003080
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>下記の条件を全て満たす場合には、診療看護師学生が医療機関等における実習として、包括的健康アセスメント(検査を含む。)、処方、処置を実施することを許容すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事前に医師の了承を得ること</li> <li>② 医師の指導監督の下で行うこと</li> <li>③ 医師に報告し確認を得ること</li> <li>④ 医師は別途実習対象になった患者に対し自ら診察を行うこと</li> </ol>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>診療看護師養成コースの履修を修了するには、医療機関等において実際の患者に接して包括的健康アセスメント(検査を含む。)、処置、処方を実践することが不可欠である。</p> <p>この場合、診療看護師学生の行う包括的健康アセスメント、処置、処方に関しては、実際に行う前に必ず医師の了承を得た上で、医師の指導監督下で行うこととする。また、包括的健康アセスメント(検査を含む。)の経過および結果についても、診療看護師学生は必ず医師に報告する。</p> <p>医師は自らの責任において別途実習対象になった患者に対し、自ら診察を行うこととする。</p> <p>将来診療看護師となるために教育上不可欠な医師の指導監督の下での実習としての医療行為は、医師が自らの責任の下に行っているものと法的な性格においては差異はないと考えられる。以上について確認の上、円滑に履修を執行したい。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護師」という)が病状の安定している慢性疾患(高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など)患者に対して包括的健康アセスメントを行うことができるよう規制を緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003090
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が包括的健康アセスメントを実施することができるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅で行うものとする</li> <li>② 病状が安定していると診断されている慢性疾患(高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など)患者とする</li> <li>③ 検査項目は、予め決められた範囲内とする</li> <li>④ 患者の病状が想定外に変化した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けること</li> </ol> <p>[包括的健康アセスメント:生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め決められた検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、病状の安定した慢性疾患患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならないなど、様々な不便が生じている。</p> <p>【効果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 診療看護師が患者の病状について患者および家族と時間をかけてコミュニケーションすることにより、包括的な健康状態をアセスメントすることができ、患者や家族の満足度を高め、さらに、居宅を訪問することにより利便性に繋がる。</li> <li>② 現状において十分な医療サービスが提供されていない地域住民に対し、きめ細かい医療サービスを提供することが可能となる。</li> <li>③ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。</li> <li>④ 医師は医師でなければ行えない専門的な医療に専念できるようになり、医療の効率化、高度化、先進化に繋がる。</li> </ol>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護師」という)が、症状の安定している慢性疾患(高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など)患者に対して、看護的治療マネージメントを行うことができるよう規制を緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003100
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が看護的治療マネージメントを実施できるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅で行うものとする</li> <li>② 症状が安定していると診断されている慢性疾患(高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など)患者とする</li> <li>③ 処方する薬剤と処置は予め決められた範囲内とする</li> <li>④ 行為の中で疑義が生じた場合あるいは診療看護師が自ら判断することが難しい場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けること</li> </ol> <p>[包括的健康アセスメント:生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め決められた検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]</p> <p>[看護的治療マネージメント:患者の病状に応じた生活指導、健康指導等を行い、必要な場合には予め決められた範囲内の処置および薬剤の処方も行うこと]</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、病状の安定した慢性疾患患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならないなど、様々な不便が生じている。</p> <p>【効果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 診療看護師が患者の病状について丁寧に説明し、患者の生活状態に応じた個別的な生活指導、健康指導等を行うことにより、患者や家族の満足度を高めることができ、不必要な薬剤投与が避けられ、医療費の節減につながる。</li> <li>② 現状において十分な医療サービスが提供されていない地域住民に対し、きめ細かい医療サービスを提供することが可能となる。</li> <li>③ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。</li> <li>④ 医師は医師でなければ行えない専門的な医療に専念できるようになり、医療の効率化、高度化、先進化に繋がる。</li> </ol>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護師」という)が、発熱、下痢、便秘、悪心・嘔吐、頭部を除く打撲、捻挫などを訴える患者に包括的健康アセスメントを行うことができるよう規制を緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003110
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が包括的健康アセスメントを実施することができるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅で行うものとする</li> <li>② 発熱、下痢、便秘、悪心・嘔吐、頭部を除く打撲、捻挫などの症状を訴える患者とする</li> <li>③ 検査項目は、予め決められた範囲内とする</li> <li>④ 患者の病状が、あらかじめ示された範囲の疾患の症状を超えていると判断した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けること</li> </ol> <p>[包括的健康アセスメント:生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め決められた範囲の検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、軽症の患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならないなど、様々な不便が生じている。</p> <p>【効果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 診療看護師が患者の病状について患者および家族と時間をかけてコミュニケーションすることにより、包括的な健康状態をアセスメントすることができ、患者や家族の満足度を高め、さらに、居宅を訪問することにより利便性に繋がる。</li> <li>② 現状において十分な医療サービスが提供されていない地域住民に対し、きめ細かい医療サービスを提供することが可能となる。</li> <li>③ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。</li> <li>④ 医師は医師でなければ行えない専門的な医療に専念できるようになり、医療の効率化、高度化、先進化に繋がる。</li> </ol>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護師」という)が、発熱、下痢、便秘、悪心・嘔吐、頭部を除く打撲、捻挫などを訴える患者に対して、看護的治療マネージメントを行うことができるよう規制を緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003120
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が包括的健康アセスメントを行い、病状が軽微であると判断した場合、看護的治療マネージメントを実施できることとする。</p> <p>① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅で行うものとする</p> <p>② 発熱、下痢、便秘、悪心・嘔吐、頭部を除く打撲、捻挫などの症状を訴える患者に行うものとする</p> <p>③ 処方薬剤と処置は予め決められた範囲内とする</p> <p>④ 疑義が生じた場合あるいは診療看護師では自ら判断することが難しい場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けること</p> <p>[包括的健康アセスメント:生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め決められた検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]</p> <p>[看護的治療マネージメント:患者の病状に応じた生活指導、健康指導等を行い、必要な場合には予め決められた範囲内の処置および薬剤の処方を行うこと]</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、軽症の患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならないなど、様々な不便が生じている。</p> <p>【効果】</p> <p>① 診療看護師が患者の病状について丁寧に説明し、患者の生活状態に応じた個別的な生活指導、健康指導等を行うことにより、患者や家族の満足度を高めることができ、不必要な薬剤投与が避けられ、医療費の節減につながる。</p> <p>② 現状において十分な医療サービスが提供されていない地域住民に対し、きめ細かい医療サービスを提供することが可能となる。</p> <p>③ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。</p> <p>④ 医師は医師でなければ行えない専門的な医療に専念できるようになり、医療の効率化、高度化、先進化に繋がる。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護師」という)が、在宅で終末期ケアを行ってきた患者の死亡を確認することができるよう規制を緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1003130
提案主体名	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分岡病院		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が死亡を確認することができるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 医療サービスが十分行き届かない在宅であること</li> <li>② 在宅で終末期ケアを行ってきた患者であること</li> <li>③ 死亡原因および死亡に至る経過が予測した範囲内であること</li> <li>④ 事後に診療看護師は死亡の報告書を作成し、医師に報告すること</li> </ol>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>医療サービスが十分に行き届かない在宅医療では、死亡した時点から医師による死亡の確認まで時間を要し、死後の処置や弔いに関する措置ができないことなどから、様々な不便が生じている。</p> <p>【効果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 診療看護師が死亡を確認することが可能となれば患者の家族等の利便性が向上する。</li> <li>② 在宅での臨終を希望する患者および家族の意向に沿うことが可能となる。</li> <li>③ 裁量範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会の拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。</li> <li>④ 医師不足地域の医師の負担軽減につながる。</li> </ol>



09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	障害福祉サービス就労移行支援事業の職場定着支援の充実	都道府県	福岡県
		提案事項管理番号	1006010
提案主体名	社会福祉法人 みぎわ会		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	就労移行支援事業での定着支援の報酬算定対象者の拡大
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>障害者自立支援法において障害者の一般就労への充実を図るため、就労移行支援事業が創設された。障害者自立支援法施行規則第6条の9 において「就労移行支援事業においては就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。」とされ、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、整備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第182条においては「指定就労移行支援事業者は、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。」とされている。障害を持たれている就労支援においては、職場での定着支援により不可欠である。しかしながら施設外支援(障発第0328002号通知)の範囲に入っているトライアル雇用、ステップアップ雇用を除き、就労移行支援サービス費(障発第1031001号通知)の就労移行支援は利用者が就職した日の前日まで算定とされている。就労移行支援体制加算はあるが個別支援への対価とは直接繋がらない。今後多くの支援対象者や障害者雇用事業所への個別支援の充実を図るため、施設外支援対象範囲を最低でも就職後6カ月までは定着支援に対する個別支援に対する就労移行支援サービス費Iとしての報酬算定が可能になることを要望する。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特定不況業種の最低賃金規制緩和について	都道府県	青森県
		提案事項管理番号	1008020
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>タクシーなどの特定不況認定業種を対象にし、地区別最低賃金の70%を下限とし、使用者の都道府県労働局長への届出制を条件として、最低賃金の適用除外について認可してもらいたい。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>最低賃金法は、憲法に規定する健康で文化的な生活を営む目的を達成する、一つ的手段として存在するので、通常の社会状態であるならば厳格に実施されるべきである。しかし赤字財政と失業者の増大という特殊な時代においては、基本を守りながら地域の実情に合ったニーズにこたえるべく、弾力的に運用されるべきである。</p> <p>また健康で文化的な生活は、有職者以外にも広く適用されるべきものである。最低賃金規制の緩和を用いた社会全体での雇用確保は、憲法の理念にも合致する。そのため最低賃金を地域の実情に合わせて部分的に引き下げても、現実には最低賃金以下での労働が行われているので、直ちに国民生活に影響するとは考えにくい。一例をあげると一地方のタクシー労働者の拘束時間は月240～300時間で、実質時間給は、300～400円程度であり地区別最低賃金の約55%にすぎない。そのため最低賃金法の適用除外による、使用者の支払可能な時間給の設定は、低賃金労働者に賃金の実質的最低額を保障し、労働時間の短縮が促進されて、労働条件の向上を図ることができる。</p> <p>従ってタクシーなどの特定不況認定業種を対象にし、地区別最低賃金の70%を下限とし、使用者の都道府県労働局長への届出制を条件として、最低賃金の適用除外について認可されるべきである。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	私立保育所における給食の外部搬入方式の容認	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	2001010
提案主体名	豊田市		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>平成 20 年 4 月の児童福祉施設最低基準の改正により、原則として明示的に禁止された給食の外部搬入方式について、学校給食センター等からの搬入、体調不良児やアレルギー児へのきめ細やかな対応など、一定の条件を満たし、特例措置920を活用することで給食の外部搬入が容認されている(特区計画が認定されている)公立保育所と同等の条件を満たす場合には、私立保育所についても外部搬入容認事業の対象とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>特区計画の適用対象を私立保育所に拡大することにより、市全体の児童福祉の更なる向上を目指す。具体的には、学校給食センター等からの給食の外部搬入方式により、私立保育所運営の更なる合理化と子育て支援施策充実のための財源確保を図り、他の保育サービスの充実及び子育て家庭の負担軽減を図る。</p> <p>提案理由：</p> <p>外部搬入の給食の質が担保されているか否かは、保育所が公立か私立かという問題ではなく、調理・搬入を受託する業者によるところが大きい。また、自園調理でなくても、体調不良児等へのきめ細やかな対応は可能であり、私立保育所でも外部搬入が容認されている公立保育所と同等の対応が可能である。本市では、子どもは皆同じとの観点から、授業料と保育料の統一等様々な幼保一体化策に取り組んでいるが、私立保育所だけ外部搬入による給食の提供が認められないことが、施策上の弊害となっている。給食センターの活用により、私立保育所の経費節減のほか、幼児期から一貫した食育も可能となり、私立保育所の児童にも正しい食習慣の形成を図ることができ、生産者にとっても地元での購入・消費が拡大し、本市の構造改革特別区域での更なる経済的社会的効果が期待できる。</p> <p>代替措置：</p> <p>外部搬入の対象は 3～5 歳児とする。学校給食と同じ献立とするが、市保育課栄養士が児童の年齢に応じて、大きさ、量、食材の変更など、給食内容を工夫し、提供する。体調不良児やアレルギーを持つ児童には、保育士、調理員、給食センターの栄養士が協議し、供与量の調整、代替食の提供等、個々の児童の体調に合わせた配慮を行う。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	社会福祉法人が運営する養護老人ホームでのサテライト養護施設設置の緩和	都道府県 提案事項管理番号	青森市 1010010
提案主体名	社会福祉法人 楽晴会		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>老人福祉法の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準①サテライト型養護老人ホームの設置要件の緩和、現在の設置要件ではサテライト型養護老人ホームの設置主体として病院・診療所・介護老人保健施設に限られている、よって当会が運営する養護老人ホームにおいても可能となるよう措置する。②設備基準の緩和について、現行の基準では一～十六の設置基準となっているが、現在あるサテライト型特養と同様の設置基準に緩和。③職員の配置基準の緩和について、現行の基準に含め、施設長の兼務についても可能となるよう基準の緩和。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>青森県六戸町に現存する晴ヶ丘養護老人ホームは、老朽も含め、主に多床室となっていることから、そこで生活するお客様の尊厳を重視したケアの実現を考えると個室化の整備が必要となっております。しかし、現状の用地内での改築が敷地面積上、不可能。また、改めて違う場所での改築では用地買収コスト及び面積等の設定が非常に困難であります。また、「住み慣れた街で安心して生活し続けるための環境整備」として、現在この養護老人ホームには隣接する三沢市のお客様が約20名生活されております。そのようなことから、今回の計画では三沢市の「堀口地区」(新三沢市立病院付近)に施設の一部(20名程度のサテライト型養護老人ホーム)を分離し、お客様には住み慣れた環境でご家族、ご友人と身近な環境で暮らすことにより、生きがいのある生活の継続、また、小規模ホームとして設置することにより、両地域(三沢市・六戸町)におけるホーム入居者の地域密着化と、雇用、社会関係の醸成など、地域再生ニーズを満たす拠点施設の構築を計画しております。その計画はサテライト型養護老人ホームに加え、ショートステイ・無認可保育事業の機能を併設した、現施策にない小規模施設のサービスと共に、介護予防、世代間交流スペースの整備等を計画しており、各拠点相互の連携を図ることにより、地域においても包括的な高齢者ケア、次世代対策拠点の体制を構築したいと考えております。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	狂犬病予防法 の第 18 条 (けい留されていない犬の抑留) に関連して、一般マナーとして犬の飼い放しは禁止されているが、野生の鹿・猿・猪の追い払い効果を出すための、けい留しないモンキードッグを認める要望	都道府県	熊本県
		提案事項管理番号	1015010
提案主体名	五木村		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省 環境省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容
<p>獣害に悩む自治体において、モンキードッグの訓練を受けた犬であれば、追い払いの役割を果たすように、飼い放しを許可する。</p> <p>提案理由:</p> <p>鹿・猿の被害が耐えない理由のひとつに、昔ながらの飼い放しがなくなったために、害獣は自由に人家に近づけるようになった、という分析もある。当村においては、『モンキードッグ(野生の鹿・猿・猪を追い払う犬)』を飼うことを推奨し、それらの被害を軽減させ、一次産業振興の安定を図り、所得の向上につなげることを目的とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>①既存の飼い犬のモンキードッグ登録:</p> <p>狩猟犬等の素質のある犬においては、モンキードッグの研修を受けたのち、所定の申請書を村に提出することで、飼い放しを許可する。ただし、その役割犬と分かるように、所定のタグプレート(首輪)を常時装着しておく。</p> <p>②新規のモンキードッグ導入:</p> <p>新規の導入においては、最寄の保健所や熊本市(生活衛生課 動物愛護センター)等の保護犬から素質のある犬を探るか、ブリーダー等から素質のある犬を購入し、経験のある犬の訓練校において養成する。</p> <p>この購入経費や養成経費を村は負担する。</p> <p>③新規のモンキードッグ所有者の募集:</p> <p>新たにモンキードッグを飼う人や、既存の飼い犬とともにこれを追加で飼う人には、所定の申請書を村に提出することで、養成したモンキードッグを無償で供与し、この飼い放しを許可する。これにかかる経費や、導入後の狂犬病予防注射、餌等の維持費を助成する。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	学校園用務業務に係る継続的人材派遣委託契約事業	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1016010
提案主体名	堺市教育委員会		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 厚生労働省
-------------	----------------

求める措置の具体的内容	労働者派遣法施行令(政令)第4条(いわゆる、政令指定26業務)への、「学校園用務業務」の追加認定
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本市における行財政構造の改革の推進、とりわけ、業務のアウトソーシングについては、行政責任の下、多様な実施主体で公共サービスを担うべきという観点から積極的な取り組みをおこない、全国的にも稀と思われる、学校園用務業務の人材派遣委託契約を、平成19年度から締結しているところである。</p> <p>しかしながら、本年度(平成21年度)末をもって3年を迎え労働者派遣法等の規制から、用務担当職員の任用・補完方策を検討する必要に直面している。</p> <p>未だ、学校園における用務担当職員の直接配置の希望は根強いが、いわゆる単労職員の採用の新規雇用が困難を極めており、特に高齢者の雇用創出に資する本業務の規制緩和を要望するものである。</p>



09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域密着型介護老人福祉施設のうち、サテライト型	都道府県	岐阜県
	居住施設における介護報酬加算対象となる人員配置基準の緩和	提案事項管理番号	1018010
提案主体名	社会福祉法人 新生会		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>サテライト型居住施設の創設主旨に鑑み、サテライト居住施設における、常勤医師配置加算、栄養マネジメント加算、個別機能訓練加算の介護報酬・加算算定する為の人員配置要件に関して、現行の常勤・専従を必要とする配置要件から、</p> <p>①本体施設と一体的に見なした配置基準への緩和、若しくは</p> <p>②サテライト型居住施設での常勤換算方式へと緩和することが望まれる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>サテライト型居住施設は、本体施設と密接な連携を図ることを前提として一定の人員配置基準の緩和が行われているが、サテライト型居住施設においては、常勤医師配置加算、栄養マネジメント加算、個別機能訓練加算等の加算算定する場合には、それぞれの職種に対して常勤・専従者1名以上の配置が求められる。</p> <p>サテライト型居住施設を増床整備ではなく、本体施設からの分床整備の(総定員数の変動が無い)場合でも、上記基準の適用となる為に、分離する前に算定していた加算を引き続き算定する為には、新たに専門職の雇用が生じる。</p> <p>これは事業所として更なる人件費負担が生じるだけでなく、少子化社会の中で効率的・効果的な人材活用とは言えない。</p> <p>同時に、サテライト分離前と同じサービスを提供しようとした際に、より人件費支出が掛かるとなると、サテライト型居住整備が進まず、要介護高齢者が地域で安心して暮らすことへの阻害要因ともなる。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	私人の公金取扱いの制限の緩和	都道府県	新潟県
		提案事項管理番号	1019010
提案主体名	上越市		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>現在、徴収又は収納の事務を委託できる歳入について地方自治法施行令において「使用料」など限定列挙されているが、その項目に「高齢者の医療の確保に関する法律第20条に規定されている特定健康診査(以下「特定健康診査」)」、「高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づく健康診査(以下「健康診査」)」及び「健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業(以下「健康増進事業」)」に係る「自己負担金」を加えること、又は各法律施行令に「自己負担金」の徴収又は収納の事務を私人に委託できる旨の規定を行うこと。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成20年度から保険者に実施が義務づけられた特定健康診査を市町村国民健康保険が委託により実施する場合、公金の徴収又は収納を私人に委託することができないことから特定健康診査に係る受診者の「自己負担金」は、受診日前に納付書を用いて受診者から市町村に納入されている。</p> <p>その後、受診機関(医療機関等)から特定健康診査委託料の請求が行われるが、「自己負担金」納入者と受診機関から報告のある受診者に齟齬が生じる場合があり、後日、「自己負担金」の還付や納入の催告の必要性が生じている。</p> <p>私人の公金取扱いの制限を緩和し、受診機関が「自己負担金」の徴収を可能とすることで受診者は、受診日当日に受診機関で「自己負担金」を納めることとなり、事前に納付する手間を省くことができる。更に「自己負担金」納入者と受診者が必ず一致し、還付や請求の必要がなくなることなど収入がより確実に確保され、収入に要する事務的負担が大幅に軽減できる。</p> <p>また、健診機関に業務委託している健康診査又は健康増進事業に係る受診者の「自己負担金」については、職員が健診会場に出向き、受診者の「自己負担金」を徴収している。しかしながら当市は14市町村が合併し市域が広いことから、集団健診会場は地区ごとに設置し、年間222回を予定しており、その都度職員が負担金徴収に出務している現状である。私人の公金取扱いの制限を緩和し、受診機関が「自己負担金」の徴収を可能とすることで「自己負担金」の徴収に係る事務的負担が大幅に軽減できる。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算 要件の緩和	都道府県 提案事項管理番号	岐阜県 1022010
提案主体名	株式会社新生メディカル		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)にある正当な理由の範囲④として例示される「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業所に集中していると認められる場合」の判断基準として訪問介護の「特定事業所加算」通所介護事業所等の「サービス提供体制強化加算Ⅰ」を算定する事業所を該当とすること</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>①訪問介護の「特定事業所加算」、通所介護事業所等の「サービス提供体制強化加算Ⅰ」を算定する事業所は、質を評価した加算に他ならず、老企第36号通知の正当な理由の範囲④の判断基準として該当とすべきである。</p> <p>②利用者は、当該事業所の居宅サービスの利用を希望して、同事業所併設、または同法人のケアマネジャーを担当として選択する。また、訪問介護の場合には頻繁な日程変更があり、重度者の場合には日々の変化を把握して対応する必要があり、利用者から利便性を理由に訪問介護と同事業所のケアマネジャーへ変更希望も多いのが実情である。しかし、特定事業所集中減算によって90%を超えないように、ケアマネジャーは意図的に他事業所サービスを紹介したり、或いは他事業所ケアマネジャーに担当変更を行う等の対応を行っている現状にある。このことは、介護保険の基本理念である利用者のサービスの自己選択、自己決定の阻害要因となっており、適切なマネジメントとは言えない。</p> <p>上記①のみでは、サービス選択の自由が担保されないのであれば、「サービス事業所を選択できることの説明を受け、その上で当該サービスを選択した」旨の書面に利用者・家族の署名をすることも付加要件とすることで足りると考える。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	介護保険の居宅サービスにおける支給限度額オーバーとなる利用者の自己負担軽減措置の要望	都道府県 提案事項管理番号	岐阜県 1022020
提案主体名	株式会社新生メディカル		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
①訪問介護の特定事業所加算を限度額管理対象外とする。又は、②訪問介護の特定事業所加算によって支給限度額を上回った分については、市町村が行う、高額介護サービス費の対象とする。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>訪問介護の特定事業所加算とは、質を保つ仕組みの基本に、「重度者への提供率」、「職員の介護福祉士が占める率」での加算であり、重度者を支えられる技量と実績を評価した加算である。しかし、利用料の10～20%のこの加算は、重度者(頻回なヘルパーの訪問により支えられている)にとっては限度額オーバーに直結する。そのため今まで利用してきたサービスを減らさざるを得ず、在宅生活の継続を困難にしている。また、量を必要とする重度利用者に、質のよい事業所を経済的に選択できない現状にしている。</p> <p>当社の2008年12月のデータでは、533人の全利用者のうち支給限度額の90%以上利用する人が15%、100%以上の人が14%である。つまり、2009年4月の報酬改定でサービスの加算や単価が上がることにより支給限度額を超える、または更に負担増になる利用者が30%ということである。支給限度額をオーバーした場合、全額自己負担であり、医療費控除・高額介護サービス費等の対象にも該当しないため、経済的負担は大きい。従って、経済的負担がでず現在利用するサービスを減らさざるを得ない利用者が20～30%いることになる(図-1)。</p> <p>一方、施設では、サービス料は常に介護保険の枠内であるため、常に1割負担である上に、低所得者への補足給付措置もあり経済的支援が手厚くなっており、在宅との格差は大きい。(表-1、ケース別シュミレーション)。施設は、入所すれば自動的に10割介護保険利用となることを考えれば、在宅でのサービス利用の平均は、支給限度額の6割と厚生労働省は公表しており、利用されていない4割で賄えるのではないかと考える。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	がん治療における混合診療の規制緩和	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1032010
提案主体名	リンパ球バンク株式会社、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>一部例外を除いて禁止されている混合診療につき、京都府において、がん患者(悪性新生物を以下、がんと称す)が自由診療によるがん治療の受診を求めた場合に限定し、規制対象外とする。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>国民の3人に1人が、がんで亡くなる今日、健康保険適用となる標準治療だけで、がんを克服するのは困難な場合が多く、保険適用の治療法がない「がん難民」が数多く存在します。他の主要な疾病と異なり、がんの死亡率は下がる傾向を見せず、治療の副作用による合併症に苦しまれる患者さんが続出しています。行き場のないがん患者さんは必死に代替医療を探されます。</p> <p>弊社では、京都に細胞培養センターを所有し、在京都の医療機関がこれを用いて、がん免疫細胞療法を実施しております。自由診療である当該療法を望まれるがん患者さんにとって、混合診療規制は重大な障壁となります。</p> <p>① 標準治療による激しい合併症を発症しておられ、大病院での保険診療による合併症のケアと、自由診療である免疫細胞療法によるがん治療との二者択一を迫られてしまう。</p> <p>② 自由診療である免疫細胞療法を選択した場合、一般的な検査費用や入院費用まで全て自由診療となり高額な費用負担となる。</p> <p>③ 免疫細胞療法と分子標的薬等の併用を望まれても、薬剤使用に健康保険を使えず、高額な費用負担となる。</p> <p>患者さんの病状、治療歴、さらには経済的事情と言う別次元の要素も含めて、状況は千差万別であり、しかも状況に合わせた適宜治療を余儀なくされるため、治験を前提とする先進医療制度を適用するのは無理があります。</p> <p>京都には iPS の研究拠点もあり、新しい医療を実際の臨床に適用するには柔軟な制度運用も重要です。</p> <p>細胞医療の世界的中心を目指す京都にて、既存療法と先端医療との最適な組み合わせを模索できる環境作りは、患者、医療現場、産業界いずれにとっても有益です。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医薬部外品の対象の拡大及び効能表示に係る規制 の緩和	都道府県 提案事項管理番号	東京都 1034010
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的とし、主に自己の健康の管理、疾病の予防等のために使用される、人体に対する作用が緩和な、いわゆるサプリメントについて、薬事法第2条第2項に定める「医薬部外品」に分類し、同条同項第3号に基づく厚生労働大臣の指定の対象とすることを求めるとともに、同法第68条の適用にあつては医薬品と同等の取扱とすることを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>いわゆるサプリメントは、人の身体の構造又は機能に影響を及ぼしうるものであり、その使用は日常的な健康管理において有効な方法である。しかし、薬事法に基づく分類が行われていないことから、科学的に効能等が証明されている良品から、全く科学的根拠のない粗悪品まで様々なものが無秩序に流通している。良品については薬事法を遵守して効能が記載されることはないが、粗悪品については、多くの場合において、誇大広告ともたらえうる宣伝が行われていようであり、それらが低価格であることとあいまって、宣伝を誤信して購入した使用者においては健康被害も発生している。昨今、医薬品、医薬部外品等の誤使用による健康被害を防止する目的で薬事法が改正され最近施行されたところであるが、その目的を達成するためには本提案が措置されることも必要である。</p> <p>また、安心社会の実現の観点からは、地域の医療の再生・強化において日常的な健康管理は不可欠な要素であり、この点についてもサプリメントの適正な生産、流通・販売及び使用は極めて重要であつて、そのための措置を薬事法において講じることが必要である。</p> <p>併せて、サプリメントの生産、流通等の担い手の多くは地域の中小企業であるが、現行制度は、地域特性を生かし法令を遵守して真面目に事業活動を行う企業にとっては不利に作用し、結果として地域経済の停滞や地域における雇用の不安定化にもつながりうると思われる。未来開拓戦略においては、地域医療強化、健康産業創出等を通じた健康長寿社会を実現するとともに、医療、健康サービスを新たな内需型産業として成長させることとされているが、本提案はそれに資するものと考えられる。</p>



09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	慢性期医療拠点病院を設置	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1035010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	急性期救急病院に介護士の配置(介護報酬)を認める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>目的:</p> <p>大田区内に慢性期医療拠点病院を設置し、要介護高齢者に発生した医療ニーズをトリアージし、適切な医療機関へ振り分けることにより、救急医療機関が本来の業務を滞りなく遂行出来る様にする。</p> <p>提案理由:</p> <p>都市部に於ける救急医療崩壊の原因の一つに、要介護高齢者の長期入院による病床回転率低下がある。これを解消するには、要介護高齢者の急性期・亜急性期・慢性期へと続く流れをスムーズにする必要がある。</p> <p>実施内容:</p> <p>大田区内で在宅介護や特養・老健・有料老人ホーム・グループホーム等で介護を受けている要介護高齢者に医療ニーズが発生した場合、慢性期医療拠点病院に連絡を入れ、相談する。必要なら同病院に搬送し、初期診断と治療方針を立てる。同病院は、大田区内の一般救急病院や医療療養病床及び介護療養病床を持つ病院との間で、空床及び受け入れ可能か情報交換を行い、病態により急性期・亜急性期・慢性期に分けて、入院を要請する。さらに在宅療養支援診療所にも連絡をいれ、前記医療機関における治療が終了した後に、在宅ないしは介護施設においても治療が継続できるよう要請する。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医療介護特区を指定	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1035020
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
要介護高齢者に、医療保険と介護保険の併用を認める。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>目的:</p> <p>大田区内を医療介護特区に指定し、要介護高齢者に発生した医療介護ニーズに対し、医療保険と介護保険の併用を認める。</p> <p>提案理由:</p> <p>現行法では、要介護高齢者に医療介護ニーズが発生した場合、原則としてどちらか一方の保険のみが適用となる。しかし現実には、医療の中で介護が行われ、介護の中で医療が行われており、どの場面においてもサービスが不自由分との不満が聞かれる。しかも保険適用外のサービスに対する報酬は与えられないのが原則である。保険外サービスを利用者が求めても、提供するシステムがない。</p> <p>実施内容:</p> <p>特区内において医療保険と介護保険の併用を認め、それぞれ出来高払いとする。(一つ一つの介護サービスに対する個別評価が必要)これにより、利用者が必要とする医療介護を十分に提供した場合のサービスの必要量とコストが計算でき、費用対効果を考える資料となる。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	在宅療養支援システムの構築	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1035030
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>一般救急病院で、診断なしに検査結果のみを提供することを認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>目的: 在宅や施設で介護を受ける要介護高齢者が安心して看取りを受けられる在宅療養支援システムを構築する。</p> <p>提案理由: 在宅や施設介護で介護を受けている高齢者が急変した場合、診断をつけ予後を判定し、治療方針を立てるには、救急車を要請して救急病院に搬送するしか手段がないのが現状である。しかしそれは、患者も介護者も救急医療担当者にとっても本意ではない。</p> <p>実施内容: 要介護高齢者の急変時に、救急医療体制を利用する以前に簡易診断がつけられる体制を構築する。夜間等急変時に往診した医師が、検査のみを依頼できる検査センターを設置する。例として急性期対応の救急病院で、診断なしに検査結果のみを提供できるサービス体制を認める。処方すれば投薬も受けられるシステムにする。これにより、要介護者は在宅等で介護を受けながら診療も同時に受けられる。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自家製混合生薬リキュール(薬酒)の素材(混合生薬)販売の緩和	都道府県	群馬県
		提案事項管理番号	1036020
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>薬剤師および登録販売者は、医薬品生薬のうち、毒性・危険性の高いものや麻薬性・向精神神経性を有するものを除いた、比較的危険度の低い生薬類の中で、薬膳・薬用酒に多用される生薬を、薬膳・薬膳酒素材の準食品生薬として調合・販売できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>予防医学として、食育や薬膳・漢方が叫ばれる中、中国薬膳・薬膳酒(漢方保健薬酒)に利用される生薬類が、現在日本においては医薬品となっており、調合・調理に利用できません。この措置により、本来の薬膳・薬膳酒、漢方生薬・薬草の利用と啓蒙が進み、予防医学の一助となるとともに、山間地における生薬資源の開発や栽培の促進、併せて自然と健康をアピールする地域づくりに寄与できる。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	療育を主な目的としたダウン症児の保育所への入所	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1038010
提案主体名	トムボーイ(茅ヶ崎市内のダウン症児の親の会)		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>児童福祉法第39条第1項において、「保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。」とあり、「保育に欠ける」という要件を満たさない子どもは保育所に入所することができない。この規制を部分的に撤廃し、「保育に欠ける」要件を満たさないダウン症児の保育所入所を認めていただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>ダウン症児の障害の程度は個人差が大きいですが、ダウン症児の特性から、健常児と一緒に集団生活を体験することが社会生活上の自立度を高めることになる。また、早期の健常児との生活体験は小学校における普通学級就学の可能性を高める。</p> <p>茅ヶ崎市には、市立幼稚園・認定こども園ともなく、現状では両親どちらかが非就労のダウン症児は知的障害児通園施設しか行き先がない。ダウン症児は定期的な通院が必要な場合が多く、父母ともにフルタイムで就労し続けることは非常に難しい。保育所は元々保育に欠ける児童を保育する施設ではあるが、障害児にとっては生活の場、自立訓練の場としての二次的価値も高く、保育所での体験がそれからの人生において大きな意味を持つ。社会保障審議会少子化対策部会の会議資料、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた今後の検討課題等」中、「第1次報告を踏まえた今後の主な検討課題」の中に「保護者が非就労である障害児の取り扱い」が挙げられているが、本提案を認めることで試験的な先行事例として今後の議論にも有意義な材料を提供することができる。</p> <p>なお、ダウン症児の保育所受け入れについて茅ヶ崎市役所と何回か交渉しているが、国の規制のため両親どちらかが非就労の場合は受け入れができないと断られている。</p> <p>「保育に欠ける」要件を部分的に撤廃することで保育所入所対象者は特区認定区域で微増するが、社会生活上の自立度が高まりその後必要となる障害サービス量が減少し、全体としての社会負担は減少することが予想される。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	介護サービス事業所の人員基準の緩和による介護 ボランティアの活用	都道府県 提案事項管理番号	愛媛県 1045010
提案主体名	愛媛県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>介護保険制度の求める一定水準以上のサービス提供が確保できると認められる場合には、人員基準上の介護職員に代わり介護ボランティアを活用できるよう人員基準を緩和する。</p> <p>介護職員(生活支援業務に従事する非常勤職員を想定)の常勤換算で2人分を、介護ボランティア(常勤換算3人)で代替することを想定。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>ボランティア意識の高揚が見られる現在、意欲のあるボランティアに介護サービスの一翼を担ってもらえる制度を整備することにより、今後益々増大する介護需要に応えられる地域の介護力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>なお、当該提案により、介護ボランティアの導入状況に応じた介護報酬の割引を行うことで、介護給付費の抑制を図るとともに、介護ボランティアのマンパワーの活用により介護職員の処遇の改善にも一定の効果が期待できる。</p> <p><b>【介護ボランティアの具体的な活用事例】</b></p> <p>①介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む)</p> <p>②介護職員(生活支援業務を担う非常勤職員)2人に代わり、介護ボランティアが常勤換算で3人配置することによって、当該人件費の削減分を、他の職員の処遇向上やケアの質の向上対策に充当し、効率的な経営やケアの質の向上につなげる。</p> <p><b>【サービスの質の確保及び介護ボランティアの安定供給対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援事業の活用により、介護ボランティアの安定供給を図る</li> <li>・介護ボランティアには、一定の介護研修を義務付け、事業者の指示に従うよう誓約を求める(当然ながら、介護ボランティアの自由意志に基づくもの)</li> <li>・介護ボランティアは生活援助系の介護サービスを中心に担う</li> <li>・事業者には、事故等が発生した場合のための保険加入を義務付ける</li> <li>・定期的にサービスの質について確認を行う</li> </ul>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例への ブドウ糖溶液の投与	都道府県	千葉県
		提案事項管理番号	1052010
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下において救急救命士による簡易血糖測定器による血糖値測定と、低血糖発作が確定した際にブドウ糖溶液の投与を行う。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで増加し、さらに境界型(糖尿病予備軍)を含めると2000万人に及ぶとも言われます。この糖尿病患者数の増加と相まって、低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。</p> <p>重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が重要となります。この鑑別には血糖測定が有効ですが、現在の救急救命士法では簡易血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、強く低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は脳血管障害にも対応可能な3次医療施設への搬送を余儀なくされます。</p> <p>簡易血糖測定器の取扱いは容易であり、患者本人だけでなく医学知識の全くない患者家族でさえも外来での短時間の練習で施行可能です。ある程度の医学知識を備えた救急救命士が施行することに何ら支障はないと考えます。さらに血糖測定は低血糖発作の鑑別だけでなく、適正な医療機関の選択にも大変有効です。また、低血糖発作症例に対しては静脈路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一早い回復に大変有効と考えます。</p> <p>当MCでは、救急救命士に糖尿病の病態生理・低血糖症状の鑑別方法・血糖測定器の使用実習・ブドウ糖液の使用方法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行った上での施行を考えております。</p> <p>今後も増加が予想される低血糖発作患者への救急救命士の血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下に認めていただきたいと思います。</p>



09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	都道府県	千葉県
		提案事項管理番号	1052020
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカルコントロール下において、処方されている吸入β刺激薬を救急救命士が使用し、病院前における喘息死を防ぐことに寄与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計によると3198人(男性:1565人、女性1633人)となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、喘息死に遭遇することは稀ではありません。</p> <p>現在、救急救命士が重症化した気管支喘息の傷病者に対して行うことの出来る応急処置は、酸素投与のみとなっております。重症喘息発作時には、救急搬送の振動や騒音のストレス、冬の冷たい外気などで患者は容易に心肺機能停止状態に陥ってしまいます。</p> <p>そこで、患者本人に処方されている吸入β刺激薬の本人使用を救急救命士が代行することを提案いたします。</p> <p>現在、傷病者本人、または保護者のみが吸入β刺激薬を使用できるようになっておりますが、救急救命士には使用できないのが現状です。救急現場に患者本人のみで重症喘息発作時には、患者本人が自力で吸入を行うだけの体力や思考能力はもはや期待出来ない状態です。さらに喘息死の約48%が病院前あるいは救急室との報告があります。病院前救護において救急救命士による吸入薬の介助が実施されれば、喘息によって死にいたる患者を救命することに非常に有効と考えます。</p> <p>当MCでは、救急救命士に気管支喘息の病態生理・重症喘息発作の鑑別方法・β刺激薬の作用と副作用・吸入器の使用方法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行った上での施行を考えております。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることと、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下であることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と 輸液について	都道府県	千葉県
		提案事項管理番号	1052030
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在の救急救命士法では、省令により心肺機能停止状態の患者に対して医師の指示のもとに定められた医療行為(特定行為)が許されておりますが、交通事故等の外傷傷病者や熱中症者、消化管出血等の出血性ショックの傷病者に対して心肺機能停止前に静脈路確保と輸液を実施することは出来ません。つまり現状では、救急救命士は目前で血圧が低下し、生命徴候が失われてゆく傷病者を見守るしかなく、心停止を待つようやく輸液が施行可能となる状況です。これは、防ぎ得た死亡(Preventable Death)以外のなにものでもありません。</p> <p>実際、ドクターヘリで出動し現場で輸液のみの医療行為を施行した28例の検討では、現場の平均血圧 <math>68.3 \pm 17.4 \text{mmHg}</math> が病着時には <math>99.5 \pm 29.3 \text{mmHg}</math> へ回復しており、統計学的に有意差を持って循環動態の改善に輸液の効果が実証されました。さらに現場で循環動態が不安定であった32例の検討では、現場でその全例に輸液を行い、さらに9例に気管挿管と5例に胸腔穿刺を施行することで、予測生存率が現場の <math>0.56 \pm 0.38</math> から病着時には <math>0.65 \pm 0.38</math> に改善し、輸液の効果は予後にも影響することが示唆されました。</p> <p>そこで、救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液を提案いたします。</p> <p>傷病者が出血性ショックの状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡(Preventable Death)の削減に大きく寄与すると考えます。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とし、さらに実際の現場で施行する際は医師の直接の指示下である直接メディカルコントロールとした上で、本提案を認めていただきたいと思っております。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	新医薬品の製造販売承認後に係るGMP調査(医薬品等の製造所における製造管理及び品質管理の方法に関する基準適合調査)の実施主体の拡大	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1058010
提案主体名	大阪府、大阪バイオ戦略推進会議、大阪医薬品協会		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
厚生労働大臣が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に行わせているGMP調査のうち、新医薬品(生物学的製剤等を除く。)の製造販売承認後に行うもので、大阪府内の製造所に係るものは、大阪府が実施できるよう措置する。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>厚生労働大臣が独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「総合機構」という。)に行わせている新医薬品(生物学的製剤等を除く。以下同じ。)に係るGMP調査について、第14次提案により、大阪府が実施できるよう措置を求めたところである。これに対し、厚生労働省からは、製造販売の承認時、承認後にかかわらず、新医薬品のGMP調査は、総合機構において行うことが適当であるとの回答をいただいたところである。</p> <p>しかしながら、新医薬品の製造販売の承認後、5年を経過することに行われるGMP調査(以下「GMP定期調査」という。)は、承認時に審査と一体的に行われるものとは異なり、再審査とは独立して行われており、品質の確保に特化したものである。また、仮に承認後に重篤な副作用等が発現したとしても、副作用等の安全性情報は、GVP省令(医薬品等の製造販売後安全管理の基準に関する省令)により製造販売業者に作成が義務付けられている「安全管理情報の収集に関する手順書」で確認することが可能である。</p> <p>一方、現状制度の弊害として、新医薬品の製造販売の承認後、当該医薬品を輸出する場合に、製造販売業者は、上記の総合機構によるGMP定期調査とは別に、大阪府知事によるGMP調査を受ける必要があるが、このような調査手続及び調査内容が全く同一の二重の調査は、製造販売業者に大きな負担となっていることが挙げられる。</p> <p>このため、新医薬品に係るGMP調査のうち、今回はGMP定期調査に限定し、改めて大阪府知事が実施できるよう措置することを提案するものである。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	地域活性化モデル事業	
要望事項 (事項名)	NPO 法人が整備する「有料老人ホーム」、「適合高齢者専用賃貸住宅」の高齢者/身障者対応賃貸住宅に対する認定等の緩和。	都道府県	高知県	
		提案事項管理番号	1059030	
提案主体名	(株)ドゥプラコン			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>・NPO 法人による高齢者/身障者対応賃貸住宅整備において、介護士・看護師・ヘルパーの基準を「セーフティーネットワーク」によって補完することで、事業の効率化を図り、生活保護者でも利用可能なサービスを提供する為、施設整備融資を独立行政法人・福祉医療機構からの融資&amp;金利を活用できるように緩和。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>【提案理由】</p> <p>・NPO 法人が「特別養護老人ホーム」、「有料老人ホーム」に入所できない高齢者/身障者の受け皿として、「医療サービス」、「看護・介護サービス」、「処方薬サービス」、「食事サービス」をサポートし、生活保護者認定受給者も利用可能な賃貸住宅の整備と周辺事業への雇用による自立支援を図る。また、2011年度の介護療養病床の廃止に伴い、現在入院中の高齢者(全国で8万人)の受皿も一部担う。</p> <p>・NPO 法人によるホームの整備&amp;運営によって、市町村の財政負担を軽減する。</p> <p>・介護職員育成を図る。</p> <p>【措置】</p> <p>・「医療、看護、介護、処方薬等のセーフティーネットワーク」という外部組織を構築することで、介護士・看護師・ヘルパー等の認定基準の代替措置とする。これによって、事業の効率化を図る。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	薬草利用の規制緩和	都道府県	岐阜県
		提案事項管理番号	1061010
提案主体名	山菜の里いび		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>【薬草利用の利用及び販売を、一定の地域圏については規制の対象外とする】</p> <p>①伝統的に使用されている伊吹百草を選定し、薬事法で規制されている伊吹百草を利用販売できるように規制の緩和をする。</p> <p>②伝統的に使用されている風呂用の伊吹百草を選定し、国が定める浴用剤承認基準範囲に認められるよう規制の緩和をする。</p> <p>③伝統的に使用されている飲用(お茶)としての伊吹百草を選定し、効能効果を標ぼうできる特例を出し、伝統的な配合にて利用販売できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>伊吹百草における利用制限の緩和を図ることにより、岐阜県選定「じまんの原石」でもある《薬草》のブランド力を高め、地域の活性化、伝統文化の保存、地域福祉の発展を目指す。 【対象地域】揖斐川町春日地区</p> <p>【地域の背景】薬草の宝庫として知られる伊吹山麓に位置する岐阜県揖斐川町春日地区においては古くから「薬草」を用いた文化と歴史が今も色濃く残っている。昔から地区住民の生活になくてはならないものであり、生活を助ける換金作物でもあった。しかし、薬事法という規制の結果、医薬品、医薬部外品とされる薬草の換金が出来なくなり、地区住民の生活スタイルを大きく変化させてしまっている。加えて、山間地の抱える問題でもある過疎化に、この問題が大きく影響している結果、住民の流出が止まらない現状にある。 【問題点】伊吹百草利用の歴史はおよそ1,000年以上あり、地元住民はお茶や入浴剤として利用しているが、一部の薬草が医薬品指定されていることや、入浴剤原料として国が定めた承認基準に示されていないことから、当地区伝統の配合による入浴剤として市場出荷できない現状にある。薬草利用(お茶・入浴剤)で人体に及ぼす影響(効果・副作用など)については、科学的なデータを持ち合わせないが、過去の歴史と現在の利用実態が安全性を実証している。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	認可保育所における給食調理室の設備基準にかか る規制の緩和	都道府県	愛媛県
		提案事項管理番号	2003010
提案主体名	松山市		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>私立認可保育所においても、3歳以上の入所児童について、施設外で調理し搬入する食事の提供方法を認めるとともに、調理設備に関する基準を緩和すること(認定こども園と同様の特例。又は、公立保育所のみ認められている特区の特例措置920の対象を、3歳以上の児童に限り、私立認可保育所にも広げること。)を提案する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>認定こども園(保育所型を除く。)では、公立・私立を問わず、3歳以上の入所児童について、施設外で調理し搬入する食事の提供方法が認められるとともに、調理設備に関する基準が緩和されている。</p> <p>また、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」(特区の特例措置920)を活用する公立保育所では、入所児童の年齢にかかわらず、施設外で調理し搬入する食事の提供方法が認められるとともに、調理設備に関する基準が緩和されている。</p> <p>一方、私立認可保育所では、施設外で調理し搬入する食事の提供方法が認められず、全ての入所児童に対して食事を提供するための設備が必要であることとされている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、今後の待機児童解消のための新規事業者の参入や保育所経営の合理化に資するべく、私立認可保育所においても、3歳以上の入所児童について、施設外で調理し搬入する食事の提供方法を認めるとともに、調理設備に関する基準を緩和すること(認定こども園と同様の特例。又は、公立保育所のみ認められている特区の特例措置920の対象を、3歳以上の児童に限り、私立認可保育所にも広げること)を提案する。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	民間立保育所における給食の外部搬入	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	2004010
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>特区による公立保育所の給食の外部搬入実施地域において、市町が運営の合理化を図るために、民間立保育所での給食の外部搬入を実施する場合のみ、特区として認可する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>公立保育所については、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び平成20年4月1日付け児発第0401002号の構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての通知で特区により給食の外部搬入が認められることとなった。</p> <p>一方、郡部においては、児童数、施設数も少なく、運営の合理化を図るため、学校施設などと一緒に、公立保育所、民間立保育所を一体的に運営することを余儀なくされている。</p> <p>給食事業も、公立保育所は特区として給食の外部搬入が認められたことにより、学校施設と一体的に運用することが可能となったが、民間立保育所については、同一市町内でありながら、他の学校施設と同一の取り扱いができず、運営の効率化が進んでいないため。</p>



09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	保育所入所要件の撤廃・緩和	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1071020
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>特別の事情(待機児童がおらず、地域に幼稚園または「認定こども園」の認定を受けることができる保育所がない等)のある地域において、保護者の就労の有無等の要件に関係なく、保育所へ入所することが可能となるよう、保育所入所要件(保育の実施基準)を撤廃する、または一定の割合まで、保育に欠けない児童の入所を認めるなど要件を緩和する。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>保育所の入所要件については、保護者が就労、疾病等で十分な保育が受けられない0歳から小学校入学前の乳幼児ということになっている。</p> <p>一方、現代社会においては、核家族化が進むとともに、地域社会、特に世代間のコミュニケーションが激減し、地域社会による子育ての意識も希薄化しており、専業主婦においても育児に関する悩みや不安等が増大しており、育児放棄や児童虐待につながる恐れも否定できない中、現行の制度においては、前述の児童に対し、保育所では対応できない状況にある。</p> <p>また、パートタイムの増加や不況による派遣切り等による離職も多く見られる現在、親の就労の多様化や失職により、保育所に通えなくなる児童も想定され、児童の健全な幼児教育・保育環境が確保されない状況となっている。</p> <p>さらに、郡部では幼稚園が統合・廃園となる傾向にあり、保育に欠けないこどもに地域で集団活動等の場を提供できない状況が生じている。</p> <p>前述のような児童に対応していくためには、一定の条件を満たす地域において保育所入所要件(保育の実施基準)を撤廃または緩和し、保育を実施する必要があるため。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1071050
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容	成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。</p> <p>これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。これら外国人企業関係者については、親の扶養を必要とする場合、親の在留期間が短期であるために、自身の活動のための入国や必要な期間での在留にも影響が生じているという問題があり、そうした課題に向けた対応方策を求めるものである。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	筑前町 梨木城 土地再活用計画	
要望事項 (事項名)	高齢者住宅、4人部屋居室の認可	都道府県	福岡県	
		提案事項管理番号	1072020	
提案主体名	社会福祉法人 寿泉会			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
	国土交通省

求める措置の具体的内容
<p>現在の高齢者専用賃貸住宅では複数人の高齢者が低額でルームシェアする事が不可能である認定基準の為、この問題を解決するにあたり以下の2点を提案し高齢者専用賃貸住宅の認定基準の緩和を求める。</p> <p>①一戸の部屋において(一人/18㎡を確保しつつ)家具等での簡易な居住区分の間仕切りによるルームシェア。</p> <p>②現在の一人・一部屋・一水洗便所を複数人(4人)・一部屋・一水洗便所(共用)とする共用部分の拡大。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>&lt;高齢者専用賃貸住宅(100名収容)の必要性&gt;</p> <p>当地域は現在でも高齢者の入居施設が不足しており(当会既存施設においても常に100名以上が入居待ちの状態)今後の地域高齢者の増加に対応できない。また在宅介護においても古い農家が多く多額の住宅改修や点在する高齢者に対し介護ヘルパー移動効率が悪く、高齢者も通院や買物の不便さや緊急時の不安抱え生活しております。地域高齢者が安心して老後をおくれ、都市部と格差なく医療や介護サービスが受ける事のできる施設が必要です。また地域住民に対して雇用の確保、老後の安心感が過疎を抑制し地域の活力になると信じます。現状制度では、面積と建築コスト/運営コストが増し実現が不可能となります。制度が緩和されれば、4人部屋(間仕切り家具等での区分)で居室便所等100箇所から25箇所に削減し設備費、保全費と水道光熱費の削減、介護と清掃の作業効率の向上が見込めます。</p> <p>&lt;入居者のプライバシーと安全性について&gt;</p> <p>ロッカーや家具内金庫設置、IDカードでの売店等キャッシュレス化や来訪者チェックなどセキュリティシステムの導入により入居者の財産保護と安全性を確保いたします。</p> <p>&lt;入居者のコミュニケーションについて&gt;</p> <p>現在、当会の既存施設でも費用面だけでなく一人になる不安や寂しさから個室より多床部屋を希望される方が多くプライバシーよりもコミュニケーションを優先する傾向があります。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特定求職者雇用開発助成金	都道府県	東京都
	高年齢者雇用開発特別奨励金 支給要件、時期の見直し	提案事項管理番号	1073010
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>過当たりの所定労働時間が30時間以上の者を1年以上雇用する⇒6ヶ月以上の雇用派遣労働者も対象とする。 支給対象に派遣契約も含める。 支給時期:雇用して6ヶ月経過した時点で支給額の半額を支給</p> <p>◆過当たりの所定労働時間が30時間以上の者 大企業:6ヶ月経過時点で25万円、 1年経過時点で25万円 中小企業:6ヶ月経過時点で45万円、 1年経過時点で45万円</p> <p>◆過当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者 大企業:6ヶ月経過時点で15万円、 1年経過時点で15万円 中小企業:6ヶ月経過時点で30万円、 1年経過時点で30万円</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>55歳～64歳 就業希望者:1,705,000人、65歳以上 就業希望者:1,624,000人(平成19年調べ) (参考:45歳～54歳 就業希望者:1,232,000人)と60歳前後の就業希望者は多いものの 継続勤務者の勤務形態の内訳は「フルタイム勤務」という企業が9割を占め 短時間勤務、短期間(1年未満)・短日勤務の希望が増大する60歳以上の就業ニーズとの間にミスマッチが生じている。</p> <p>【支給対象に派遣契約も含める理由】 高齢者の多様な就業ニーズに応える。</p> <p>【対象雇用期間を6ヶ月以上にする理由】 ①雇用保険加入要件(6ヶ月)に合わせる。 ②派遣契約期間で最も多いものが3ヶ月～6ヶ月未満(全体の34%)となっており6ヶ月以上の契約・雇用促進のため。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	メンタルケアに関する新たな創職提案 ～エキスパートメンタルドクター～	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1073030
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>現在、医師が担当している医療業務を分化して、臨床心理士の資格保有者に対する創職の提案。</p> <p>具体的には治療領域と予防領域へ業務を細分化し臨床心理士が予防再発防止に特化して医療業務に従事して医師、看護師と連携した効率的・総合的医療行為を実施。</p>
<p>具体的な事業の実施内容・提案理由</p> <p>■提案理由) 教育領域(公立・私立学校)・産業領域(民間企業)・医療領域(医療機関)等 様々な現場で心理専門職として臨床心理士の雇用の必要性が問われている 医師不足に対して、看護師の医療行為拡大を国会で検討するなど対策が必要。 1995年の阪神・淡路大震災時等に臨床心理士の活躍が目立ち、PTSD患者へ多大な効果を発揮。 うつ病患者が増加する中で心理援助職に関心が高まっている社会的背景がある。 現在、臨床心理士は指定大学院での修士課程を経た後、資格受験資格を得ることが出来る。 資格取得後も医療領域を中心とした臨床経験が求められるが常勤職への就職難が問題となっている。</p> <p>■内容) 現在、医師が担当している業務は多岐に渡る為、業務領域を治療分野(診断・治療・処方等)、 予防分野(主に精神領域を担当し、心理的なアセスメント・カウンセリング)を分化し、 心理専門家として臨床心理士資格保有者が予防分野業務を担う。必要に応じて医師・看護師とも 連携した効率的・総合的な心理治療が可能になる。</p> <p>■効果) ①臨床心理士資格保有者の就職口拡大、常勤化によるカウンセラーの経済的支援 ②心理援助職の地位向上・社会的認知度を広められる ③予防分野への注力により、うつ病等の発生を未然に防ぎ、医療費削減への一助となる。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「登録販売者」の受験資格の要件緩和	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1073040
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>「登録販売者」資格受験のための要件に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年間の実務経験を求める</li> </ul> <p>という規定があるが、実務経験の要件を緩和し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験を受け合格した者で、1年間の実務経験を積んだ者は、「登録販売者」の資格を取得可能とすることを認める</li> </ul>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>今後、一般医薬品の「通信販売」の規制がスタートし、「対面販売」が原則化されると、地域における「登録販売者」へのニーズは急激に拡大すると思われる。</p> <p>しかし、地域によっては実務経験を積める場所が少ない地域もあり、それが「一般医薬品 販売体制の地域格差」につながる可能性も考えられる。</p> <p>しかし、試験に合格した者が1年の実務経験を積むことで資格が取得できるようになれば、(スーパー、ドラッグストア、コンビニ、家電量販店などの)民間企業も将来の「登録販売者」が確保できる地域に出店を考えるようになり、それが将来的な全国における一般医薬品 販売体制の格差解消につながると考えられる。</p> <p>また、全国各地において未経験でも「登録販売者」として働けるチャンスが増えることにより、地域の中でしか働くことが難しい主婦層などの地域における雇用創出に繋がると考えられる。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「障害者の働く場に対する発注促進税制」の拡充	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1073090
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>発注側規制改革</p> <p>①現行、青色申告をする企業が対象であるが、白色申告企業も対象とする。</p> <p>②前年度の発注増加額ではなく年度ごとの発注額自体を算出基準とする。</p> <p>受注側規制改革</p> <p>③営業代行の業務委託費を予算編成する。</p> <p>④特例子会社を持たない障害者を雇用する企業にも対象を拡大し、民間企業全体の障害者雇用を促す。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>提案理由</p> <p>現在時限立法として「障害者の働く場に対する発注促進税制」が制定され、公的福祉施設である就労継続支援事業所や企業においても障害者雇用促進法の特例子会社に業務を発注した場合に税制上の優遇措置が時限立法として成立。大変意義のある法律であるが現在の景況感の中、発注できる業務の減少、また障害者の雇用自体も悪化している。大幅な制度拡充を行い障害者雇用の増進の起爆剤とし、障害者の社会参加を法的に促したい。</p> <p>早急に追加施策を行うことが急務と考えております。</p> <p>効果の見込(求める具体的措置の番号に対応し記載)</p> <p>①企業規模の大きな会社に、障害者に適した仕事内容と仕事量が存在すると想定され、大きな発注量の増大が見込まれる。</p> <p>②現在の景況感から発注する業務が前年度額から大幅に増加することは難しいと思われる。時限的に、差額ではなく年間発注費そのものを対象とすることでメリットが拡充する。</p> <p>③当該税制優遇は意義あるものであるが法人の発注をを促す営業活動が重要であると考えます。営業のプロに営業業務を代行することで認知向上と障害者施設の受注量拡大を図る。</p> <p>④一定の法定雇用を達成する民間企業にも間口を広げることで社会全体の障害者雇用の拡大を図れる。</p>



09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	マゴットセラピー(医療用無菌ウジ療法)実施について の提案	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1077010
提案主体名	日本医科大学付属病院, 株式会社バイオセラピーメディカル		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>難治性創傷、褥瘡に対して有効な治療法であるマゴットセラピー(医療用無菌ウジ療法)を現在自費診療で実施中ですが、医療材料として御承認頂きたく存じます(米国 FDA ではすでに医療材料として承認済み)</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>すでに当科のみでも50例以上の難治性創傷に対して本治療法を実施し、前医で患肢大切断と診断された重症難治性創傷(その70%が糖尿病性壊疽)患者の約90%で大切断を回避して、自立歩行による退院を果たしておりますが、自費診療のためこの治療を受けたい患者さんも 実施出来ない場合が多く、何とか医療材料に御承認頂き、この治療法を普及したく存じます。 現在すでに全国50病院以上で実施されています。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	日本版「コンパッション・ユース」制度の導入	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1081010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>重篤な疾病であり、代替的治療法がない場合などについては、人道的見地から、限定的に未承認薬の製造、輸入、販売等の禁止を解除する制度を導入する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>治験としては認められているが、治療としては認められていない新薬投与を可能とする道を作ることで、重篤であり、代替治療法がない疾患の患者が、承認のスピードに関わらず、未承認の薬を使うことが出来るようになる。但し、医師の説明責任や、患者本人の承諾を得ることを条件とする。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	町家の空家を活用して旅館業を営む場合の玄関帳場要件緩和	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1086010
提案主体名	兵庫県、豊岡市、NPO 法人但馬國出石観光協会、(株)出石まちづくり公社、出石町商工会、(株)川嶋建設		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>歴史的な町並み保全や都市部との交流促進による地域の活性化を図るため、重要伝統的建造物群保存地区及びその隣接地区で歴史的な町並みを一体的に形成している区域において、町家の空家を活用して旅館業(旅館営業又は簡易宿所営業)を営む場合、同一区域内の別敷地の事務所で、事業者が宿泊者全員との面接を行うことを条件に、当該事務所を玄関帳場に類する設備に当たるものとみなす(以下この欄において「当該事務所」を「別棟帳場事務所」という)。</p> <p>実施に当たっては、以下の条件を付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業(旅館営業又は簡易宿所営業)のために使用する町家は、宿泊客の管理が可能な範囲内の区画に存在すること。</li> <li>・別棟帳場事務所において宿泊者との面接を行い、宿泊者名簿への記入を行っていただくこと。</li> <li>・最初の入室時には、別棟帳場事務所から町家まで、職員が宿泊客に付き添って案内し、職員が解錠の上、宿泊客に鍵を引き渡すこと。</li> <li>・事業者において、宿泊客の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。その中で、「玄関帳場の監視機能」を代替する具体的手段を定めること(例えば、街角や町家の入口へのカメラの設置、近隣の家屋や商店への監視の委託又は街角への番小屋の設置、宿泊者の出入りを記録するカードリーダー等による在室状況の把握等)。</li> <li>・町家と別棟帳場事務所との間を連絡する通話機器を設置すること。</li> <li>・健全な経営と宿泊客の安全を確保する観点から、地元の自治体が協力すること。</li> </ul>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>(提案内容)</p> <p>事業を想定している豊岡市出石(いずし)地区は江戸時代の城下町の街路構成がよく継承された城下町で、但馬(たじま)の小京都とも呼ばれ多くの観光客が訪れる地域である。この歴史的な町並み保全や都市部との交流促進による地域の活性化を図るため、重要伝統的建造物群保存地区及びその隣接地区で歴史的な町並みを一体的に形成している区域において、町家の空家を活用して旅館業を営む場合、同一区域内の別敷地の事務所で事業者が宿泊者全員との面接を行うことを条件に、当該事務所を玄関帳場に類する設備に当たるものとみなす。</p> <p>※重要伝統的建造物群保存地区及びその隣接地区で歴史的な町並みを一体的に形成している区域(別紙参考資料参照)</p> <p>※町家 用途:町中にある家・商家、建築年代:江戸時代から概ね終戦前まで、工法:伝統的工法である木造軸工法</p> <p>(提案理由)</p> <p>出石は城跡を中心として町家等が古い町並みを形成しているが、なかには空家となっている町家も点在している。その多くは利用されることもなく、維持していくことに苦慮されている状況であり、このまま放置すれば、出石の町並み維持に大きな影響が生じ、ひいては地域の衰退につながる。</p> <p>このため、空家を旅館業法に基づく旅館ないし簡易宿所として運営し、都市部を中心とした観光客等に提供することで、出石の町並み保全、都市部との交流促進を図り、地域の活性化につなげる。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人に関する年金脱退一時金制度の見直し	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1087010
提案主体名	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>社会保障協定未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさずに帰国する場合の脱退一時金について、在留期間 5 年の納付期間に対応した支給を行う。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>世界最大の大型放射光施設 SPring-8 を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>外国人研究者に加入が義務付けられている年金について、脱退一時金支給額の見直しを行うことにより、外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由：</p> <p>社会保障協定未締結国の外国人研究者は、年金受給資格を満たさない場合に脱退一時金を請求することが可能であるが、保険料納付期間が 3 年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3 年以上では一定額しか支給されない。在留資格「特定活動」を有する外国人研究者の在留期間が 3 年から 5 年に延長された以上、脱退一時金の上限も 5 年とするのが適当であり、納付期間に対応した支払いを可能としていただきたい。</p>

09 厚生労働省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の緩和等	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1087030
提案主体名	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町		

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の緩和、あるいは当該要件に替わる新たな評価基準の設定を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>世界最大の大型放射光施設 SPring-8 を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由:</p> <p>播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。</p> <p>そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)に在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件の緩和、あるいはこれに替わる新たな評価基準を設定することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。</p>